

「週刊金曜日」記事紹介 竹信三恵子さん執筆

「国立ハンセン病資料館事件が 露わにした公務委託の闇」

人権侵害反省が目的の資料館で

日本ではハンセン病患者に対して、強制隔離政策をとり患者、回復者、その家族に対する人権侵害が行われた。それはらい菌に効果のある薬が登場してからも改められなかった。国立ハンセン病資料館は、そうした人権侵害への反省から、ハンセン病に対する正しい知識を普及啓発し、偏見・差別の解消および患者・元患者とその家族の名誉回復を目的に設置された。過去に行われた非情な人権侵害への反省の上に、偏見・差別を根絶し、名誉回復を期す資料館である。

このような人々の権利を守り発展を目的とするハンセン病資料館で、不当労働行為が横行し、運営を支える職員の労働者としての基本的な権利が侵害されている。国家公務員一般労働組合 国立ハンセン病資料館分会の闘いはそうした権利侵害とのたたかいだ。

「週刊金曜日」7月21日号に、ジャーナリストの竹信三恵子さんが「国立ハンセン病資料館事件が露わにした公務委託の闇」と題するレポートを書いたと、当該の国公一般国立ハンセン病資料館分会からメールをいただいた。

竹信レポートは表題が示すように、こうした問題が発生するのは「公務委託の闇」に原因があることを明らかにしている。

「解雇やり放題」の温床

稲葉上道さんは2002年にハンセン病資料館初の学芸員となり、09年から1年契約更新の職員として働いてきた。職場で管理職によるパワハラへの訴えがあり、19年9月に国公一般ハンセン病資料館分会を結成した。

すると、翌年の20年2月、厚生労働省から同資料館の「公務委託」を受けていた日本財団は、次年度の応札を辞退し、笹川保健財団が受託。同財団は資料館初の「採用試験」を行い、労働組合員である稲葉さんと大久保菜央さんを不採用とした。

さらに財団は、委託費上限を口実に賃上げを拒否し、労働組合としての活動は「委託業務外」として認めない対応をとっている。

都労委が不当労働行為と断罪

労働組合の不当労働行為救済申し立てを受けて、東京都労働委員会は22年5月、労働組合員2人の雇い入れ拒否は、組合活動を理由とした不当労働行為に当たるとして、笹川保健財団に対し、不採用の取り消しと再発防止に向けた文書の職場内での掲示を命じた。これに対して財団側は中央労働委員会に再審査を申し立て、たたかいは続いている。

ハンセン病に関連して発生した深刻な人権侵害に対するたたかいによって、人権侵害の克服と啓発を目的としたハンセン病資料館で、労働基本権を否定する権利侵害が行われ労働委員会が救済命令を出しても、争いが続く。

本来公的機関が責任を持って対応すべき公共性を持つ事業が「公務委託」の名の下での入札＝競争原理による外部機関への外注化によって、基本的人権侵害の横行を生み出している。まさに「公務委託の闇」である。

（金融・労働研究ネットワーク 田中均）

※ハンセン病資料館不当解雇学芸員を支援する会ホームページ参照

<https://against2020hansens-issues.info/>